

## 10月給与の社会保険料控除について

\*\*\*\*\*

10月に支払われる給与から控除する社会保険料については、「算定基礎届の結果」および「厚生年金の保険料率改定」が反映されますので、給与計算時にはご注意ください。

※ 9月分の保険料を9月に徴収した場合は、9月給与で社会保険料の変更がございます。

### ○算定基礎届の結果の反映

毎年1回、全従業員について、標準報酬月額（控除する社会保険料の計算元となるもの）の見直しが行われます。これは、7月に届け出された算定基礎届によって決定されるもので、見直しにより改定された標準報酬月額は9月より適用され、原則（※）10月給与で控除する社会保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料）から反映されます。

保険料＝標準報酬月額×保険料率（当月分保険料は、原則翌月給与から控除します）

※ 9月末退職の為、9月給与で8、9月分の保険料を徴収した場合などは、9月で変更後の保険料を控除することとなります。その場合、8月分（旧保険料）＋9月分（新保険料）を控除します。

### ○厚生年金保険料率改定の反映

毎年9月に厚生年金の保険料率が改定されます。（H29年9月まで）

改定された保険料率は9月から適用され、10月給与で控除する厚生年金保険料から反映されます。

※賞与の場合は、9月支払い賞与から控除する厚生年金保険料に反映します。

※9月末退職の為、9月給与で8、9月分の保険料を徴収した場合などは、9月で変更後の保険料を控除することとなります。その場合、8月分（旧保険料）＋9月分（新保険料）を控除します。

以上